

さっぽろしりつしょうちゅうがっこうとう たんまつたいよきてい
札幌市立小中学校等における端末貸与規程

れいわ ねん がつ にち
令和3年8月26日
さっぽろしきょういくいんかい
札幌市教育委員会
がっこうきょういくぶちょうけっさい
学校教育部長決裁

もくてき
(目的)

だい じょう
第1条 この規程は、札幌市立小中学校等（以下「学校」という。）における児童生徒の課題探究的な学習の一層の充実を図ること、及び個別最適な学びや協働的な学びを支援することにより、授業と家庭学習の接続を図ることや学校と家庭が連携して子どもの学習や生活の習慣づくりを促進すること等を目的とした端末の貸与（家庭への端末の持ち帰りを含む）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

ていぎ
(定義)

だい じょう
第2条 この規程において「端末」とは、本市が調達した教育用コンピュータとする。

たいよぶつびん
(貸与物品)

だい じょう
第3条 この規程により貸与を行う物品（以下「貸与物品」という。）は、端末とする。

たいよたいしょうしゃ
(貸与対象者)

だい じょう
第4条 貸与物品の貸与の対象者は、当該学校に在籍する児童生徒（以下「児童生徒」という。）とする。

たいよきかん
(貸与期間)

だい じょう
第5条 貸与物品の貸与の期間は、貸与決定日からその年度の修了式（卒業式）までとする。

ひよう
(費用)

だい じょう
第6条 貸与物品の貸与に係る費用は、無料とする。

2 学校外における貸与物品を使用したインターネット通信に係る費用は、原

そく じどうせいと しんけんしゃ みせいねんこうけんにん い か ほごしゃ
則として児童生徒の親権者または未成年後見人（以下「保護者」という。）
が負担するものとする。

- 3 学校外における情報端末の充電に係る費用は、原則として児童生徒の
ほごしゃ ふたん
保護者が負担するものとする。

たいよ しんせい (貸与の申請)

だい じょう たいよぶつびん たいよ う じどうせいと ほごしゃ がっこう してい ひ
第7条 貸与物品の貸与を受ける児童生徒の保護者は、学校の指定する日ま
でに、札幌市立小中学校等端末貸与申請書兼同意書（様式1）を児童生徒
がいせき がっこう がっこうちょう ていしゅつ
が在籍している学校の学校長に提出しなければならない。

たいよ けつてい (貸与の決定)

だい じょう がっこうちょう ぜんじょう きてい しんせい じゅり ばあい とうがいたいよ
第8条 学校長は、前条の規定による申請を受理した場合は、当該貸与
しんせいしよけんどういしよ しんさ たいよ か ひ けつてい
申請書兼同意書を審査し、貸与の可否を決定するものとする。

かてい たんまつ も かえ (家庭への端末の持ち帰り)

だい じょう かてい たんまつ も かえ だい じょう がっこう きょういく
第9条 家庭への端末の持ち帰りについては、第1条の学校における教育
の質の向上のため、学校長が必要であると認めた場合に行うこととす
る。

たいよぶつびん とりあつか (貸与物品の取扱い)

だい じょう たいよぶつびん たいよ う じどうせいとおよ ほごしゃ い か ひ
第10条 貸与物品の貸与を受けた児童生徒及びその保護者（以下「被
たいよしゃ たいよぶつびん あんぜん りゅうい てきせつ と あつか
貸与者」という。）は、貸与物品について安全に留意し適切に取り扱わな
なければならない。

- 2 被貸与者は、貸与物品の利用にあたっては、不正アクセス行為の禁止等に
かん ほりつ ちよさくけんほう こじんじょうほう ほ ごほうとう かんけいほうれいおよ がっこう かんけいきそく
関する法律、著作権法、個人情報保護法等の関係法令及び学校の関係規則
を遵守しなければならない。
- 3 被貸与者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 貸与物品を、他者に使用させ、または転貸すること。
 - (2) 貸与物品を、売却、廃棄または故意に破損すること。
 - (3) 貸与物品を、教育活動以外に使用すること。
 - (4) 貸与物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
 - (5) その他、端末貸与の目的、この規程に掲げる遵守事項に反すること。
- 4 被貸与者は、学校長から貸与物品の管理に当たり必要な指示があった場

あい しじ したが
合は、その指示に従うものとする。

ぼうしつとう とどけで
(亡失等の届出)

だい じょう ひたいよしや たいよぶつびん ぼうしつ ぼあい たいよぶつびん せんしやう
第11条 被貸与者が貸与物品を亡失した場合または貸与物品が損傷した
ぼあい ぼごしや すみ がっこうちやう ほうこく
場合、保護者は速やかに学校長に報告しなければならない。

2 ぜんこう ぼあい どうがいぼうしつ せんしやう ひたいよしや こい じゅうだい
前項の場合において、当該亡失または損傷が被貸与者の故意または重大
かしつ みと ぼあい がっこうちやう しじ したが
な過失によるものと認められる場合は、学校長の指示するところに従い、
ぼごしや ふたん ほしゅう せんがい ばいしやう ぼあい
保護者の負担において補修し、または損害を賠償する場合があるものとする。

せんがいばいしやう
(損害賠償)

だい じょう ぼごしや じどうせいと たいよぶつびん しやう じどうせいと せき
第12条 保護者は、児童生徒が貸与物品を使用するにあたり、児童生徒の責
きに ぼごしや し がっこう だいさんしや せんがい しやう ぼあい
に帰すべき理由により市または学校、第三者に損害が生じた場合は、その
せんがい ばいしやう せきん お ぼあい
損害を賠償する責任を負う場合があるものとする。

2 し または がっこう し または がっこう い と たいよぶつびん りやう ひ
市または学校は、市または学校が意図しない貸与物品の利用により被
たいよしや う せんがい たい いっさい せきん お ぼあい
貸与者が受けた損害に対して、一切の責任を負わない場合があるものとする。

たいよけつてい とりけし
(貸与決定の取消)

だい じょう がっこうちやう だい じょう たいよき かんちゆう つぎ かくごう
第13条 学校長は、第5条の貸与期間中であっても、次の各号のいずれか
がいとう みと ぼあい たいよけつてい と け
に該当すると認める場合は、貸与決定を取り消すことができる。

(1) じどうせいと どうがいがっこう じどうせいと
児童生徒が当該学校の児童生徒でなくなったとき。

(2) じどうせいと だい じょう きてい いはん
児童生徒が第10条の規定に違反したとき。

(3) た たいよぶつびん かんりうんえい とくべつ じじやう しやう
その他、貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

2 がっこうちやう ぜんこう きてい たいよけつてい と け ぼあい ひたいよしや
学校長は、前項の規定により貸与決定を取り消した場合は、被貸与者に
つうち
通知するものとする。

たいよぶつびん へんきやく
(貸与物品の返却)

だい じょう じどうせいと だい じょう さだ たいよきかんしゅうりやうび たいよぶつびん
第14条 児童生徒は、第5条に定める貸与期間終了日までに、貸与物品を
へんきやく
返却しなければならない。

2 じどうせいと だい じょう さだ たいよけつてい と け う ぼあい がっこう
児童生徒は、第13条に定める貸与決定の取り消しを受けた場合は、学校
ちやう べつとさだ ひ たいよぶつびん へんきやく
長が別途定める日までに貸与物品を返却しなければならない。

ほそく
(補足)

だい じゅう きてい さだ ひつよう じこう べつ さだ
第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

ふ そく
附 則

きてい れいわ ねん がつ にち しこう
この規程は、令和3年8月26日から施行する。